

令和8年3月改定版

PTAのしおり



※ 在校中要保管 ※

江戸川区立 平井東小学校 PTA

目次

| | |
|----------|---|
| 目次 | 1 |
|----------|---|

■ PTA 活動について

| | |
|----------------------|---|
| 平井東小学校 PTA の組織 | 2 |
| 平井東小学校の PTA 活動..... | 3 |
| 学校応援団のご案内..... | 4 |

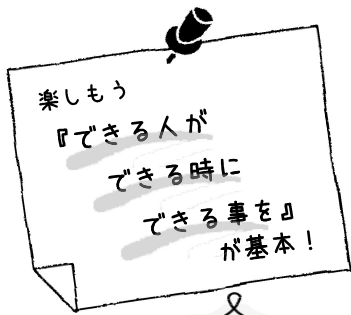
■ PTA の規約

| | |
|---------------------------|----|
| 第 1 章 総則 | 6 |
| 第 2 章 活動 | 6 |
| 第 3 章 会員 | 6 |
| 第 4 章 任務・任期 | 8 |
| 第 5 章 役員・会計監査・委員の選出 | 9 |
| 第 6 章 会議 | 10 |
| 第 7 章 会計 | 12 |
| 第 8 章 雑則 | 13 |
| 第 9 章 細則 | 14 |
| 第 10 章 慶弔規定..... | 16 |
| 第 11 章 付則..... | 17 |

【江戸川区立 平井東小学校 PTAの組織】

| |
|---|
| P=保護者・T=教職員 |
| ☆ =運営委員会に属する |
| ◎ =選考委員会に属する |
| =ひがしっ子まつり実行委員会に属する |

| | | | |
|-----------|---|---------------|--|
| PTA 総会 | <平井東小学校 ○保護者 ○教職員 ○賛助会員> | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談役（歴代PTA会長） ・ 顧問（前・前々・前々々PTA会長） | | |
| | 全委員会 | 役員会☆ | ・ 校長（T-1名） <hr/> 本部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長（P-1名以上） ・ 副会長（副校長-1名・P-8名以上）◎ ・ 会計（T-1名・P-2名以上） ・ 書記（P-4名以上） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;"> ※副会長より、副校長 P-若干名が選考委員を兼ねる </div> <hr/> 会計監査（T-1名・P-2名以上） |
| | | 専門委員会 | 広報委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長（P-1名）☆ ・ 副委員長（P・T-各1名）☆ 学級委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長（P-1名）☆ ・ 副委員長（P・T-各1名）☆ 校外指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長（P-1名）☆ ・ 副委員長（P・T-各1名）☆ 卒業対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長（P-1名）☆ イベント委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長（P-1名）☆ |
| | 部会 | パパスクラブ | ・ 部長（P-1名）☆ ・ 副部長（P-1名）☆ |
| | | バレー部 | ・ 部長（P-1名）☆ ・ 副部長（P-1名）☆ |
| | 特別委員会 | ひがしっ子まつり実行委員会 | <役員会・部会(パパス・バレー)+各クラス1-2名> ・ 委員長（P-1名）☆ ・ 副委員長(P-1名) |
| | | 選考委員会◎ | <副校長+本部副会長より若干名+各専門委員会より2名ずつ> ・ 委員長（本部副会長よりP-1名） ・ 副委員長（本部副会長よりP-1名） |



専門委員会
部会の
共通の事柄



- 専門委員会・部会の開催
(開催日時はそれぞれの委員会/部会に委ねて決まる)
- 運営委員会への出席(不定期開催): 正・副委員長(部長) 若しくは代理人
- PTAセミナーへの参加(任意)(部会は除く)

PTAとは
親(Parent)と
教師(Teacher)が協力して
子供たちを健全に育成することを
目標とした組織(Association)
のことです。

主な役割と仕事

本部役員

- 平井小松川地区の小学校-6校、中学校-2校との親睦・交流を図る及び部会の運営におけるサポート
- PTA行事及び学校行事などのお手伝い
- 平井小松川地区における行事のサポート
- 江戸川区小学校PTA連合協議会(江小P連)の活動への協力

平井東小学校での主な活動内容

- 定期総会のとりまとめ
- 役員会・運営委員会・ひがしっ子まつり実行委員会などの招集と諸事進行
- ひがしっ子まつりに関わる運営
- 「旗振りあいさつ運動」のとりまとめ
- PTAだよりの発行
- 新校準備委員会への参加
- 青少年育成小松川地区委員会への参加
- LINE オープンチャットの運用
- PTAにおけるその他の業務



学級委員

- クラスの保護者のまとめ役
- 子供たちの健全な育成にかかわる事柄についてクラスの保護者と話合ったり決まったことを実践する
- 学年全体で、意思疎通を図り、保護者同士の絆を深める為の交流の場を提供する

- ひな人形/五月人形の飾りつけと後片付け
- 次年度専門委員選出(PTA協力カードを参考に考慮する)など

広報委員

- 広報紙を発行し、PTAの諸活動を会員にお知らせしPTA活動の活性化を図る
- 会員が何を考え、何をしたいと思っているかなどを積極的に取材し、その声を会員に知らせる

- 広報紙「あけぼの」発行・配布(年2~3回)
- 学校行事やPTAイベントでの取材活動 など

校外指導委員

- 校外での子供の生活環境を見守る
- 地域にある悪質な掲示物や危険箇所への対応策を提案し改善していく
- 校外班での活動を積極的に、取り入れる

- ピヨピヨマーク関連のとりまとめ
- 校外班下校時の見守り
- 夏季夜間パトロールへの参加



選考委員

- ※役員などの候補者を選出する
- お知り合い、お友達、本部役員へ興味をお持ちの方へ声掛け
- 本部へ声をかけた方の報告
- 本部へ引き受けてくださった方の連絡先を報告
- 役員が決まり次第解散

ひがしっ子まつり実行委員

- ひがしっ子まつり出店
- ひがしっ子まつり実行委員会への出席(原則月1回まつり開催後の振返りまで実施)

卒業対策委員

- ※6年生保護者より数名

ナイトイベント委員

- ※6年生保護者より数名

バレーボール部

- 週に1回練習-土曜日に実施
- 江戸川区立小・中学校PTAバレーボール大会参加
- PTA8校対抗球技大会参加
- 小学校6校PTAバレーボール参加
- ひがしっ子まつり 参加出店 など

部会の 主な活動内容

パバスクラブ

- ミニ運動会/夏祭りなどのイベントの企画
- ひがしっ子まつり 参加出店
- ソフトボール
 - ・平井小松川地区の小・中学校と対抗試合
- バレーボール
 - ・教職員、バレーボール部と対抗試合
- すくすくスクールとの共催 など



平井東小学校★学校応援団★のご案内

学校応援団とは

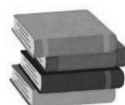
「子どもたちのために役立ちたい」という思いをもっている保護者や地域の方々が学校を応援する江戸川区の取り組みです。
地域・保護者・家庭が連携し、学校を取り巻く地域全体で子どもを見守り、育てていこうとする活動が「学校応援団」です。

読み聞かせ応援団



子ども達の読書の楽しみを広げ
子ども達と本をつなげるための活動をしています。

- 読む本は絵本や紙芝居など自由に選び、担当日の朝（8時 25 分～40 分、年3～4回程度）に教室で読み聞かせをします。
- 1 クラスにつき年 4 回の読み聞かせをメンバーで分担して行います。



図書整備応援団

子ども達がより興味を示すよう
図書室の環境整備をしています

- 図書室にある本の修理やクリーニング、本棚の整理などを行います。
- 図書室壁面の装飾など図書室の環境を整えます。



美化隊

学校敷地内の清掃や植物のお世話など
学校をキレイにするための活動を行います。

- 朝の付き添いやお迎えのついでに、落ち葉掃除や雑草抜き等自由に美化活動を行います。
- 学校の大掃除や花の植え替え等に年に数回活動日を決めて美化活動を行います。



見守り隊

学校から要請があった場合に
授業の見守りを行います

- まちたんけんや土手遊びなど
校外学習時の見守り活動を行います。
- 学校からの要請があった際に、授業の補佐を行います。



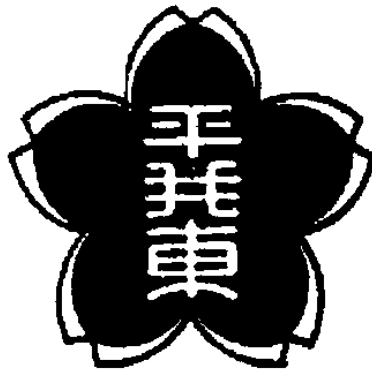
各応援団の詳細や、活動への参加方法などは別途 tetoru や学校から配布するお知らせなどでご案内させていただきます。

どの活動も、ご自身のご都合に合わせた参加ができるので、お仕事をしながら活動してくださっている保護者の方もたくさんいます！

子どもたちの笑顔と安全のためにも、たくさんの皆様のご協力をお願いします。

令和8年3月改定版

PTAの規約



※ 在校中要保存 ※

江戸川区立 平井東小学校 PTA

江戸川区立平井東小学校PTA規約

第1章 総 則

第1条 (名 称)

この会は、江戸川区立平井東小学校PTA（以下「本会」という）と称し、事務局を江戸川区立平井東小学校（以下「本校」という）内におく。

第2条 (目 的)

本会の目的は、次のとおりとする。

1. 保護者と本校職員が協力して、学校と家庭と社会における児童の健全な成長を図る。
2. 学校教育の理解を深め、会員相互の理解・親睦を深める。

第2章 活 動

第3条 (方 針)

本会は、次の方針により活動する。

1. 同じ目的をもつ他の団体、機関と協力する。
2. 特定の政党、宗教に偏ってはならない。
3. 目的を達成するために、必要な学習と活動を行う。

第3章 会 員

第4条 (会 員)

本会の会員は、次のとおりとし、議決権は会員1家庭につき1票とする。

1. 本校に在籍する児童の保護者及び、本校に所属する職員を、正会員とする。
2. 学区内に居住し、本会の主旨に賛同する人を、賛助会員とする。
ただし、総会での承認を得なければならない。

第5条 (定数)

本会に役員・会計監査・顧問・相談役・委員・部会をおく。

1. 役員

- (1) 会 長 1 名以上 (P-1名以上)
- (2) 副 会 長 9 名以上 (P-8名以上・副校長-1名)
- (3) 会 計 3 名以上 (P-2名以上・T-1名)
- (4) 書 記 4 名以上 (P-4名以上)

(※P→保護者・T→職員)

2. 会計監査

会 計 監 査 3 名以上 (P-2名以上・T-1名)

3. 顧問

顧 問 4 名 (校長、前々々会長、前々会長、前会長)

4. 相談役

相 談 役 歴代会長 (顧問を除く)

5. 委員

(1) 専門委員会 (第6章・第15条)

- ①委員長 1 名 (P-1名)
- ②副委員長 2 名 (P-1名・T-1名)
- ③会計 1 名 (P-1名)
- ④選考委員 2 名 (P-2名)
- ⑤委員 若干名 (P - 若干名・T-若干名)

6. 部会

(1) 部 会

- ①部長 1 名 (P-1名)
- ②副部長 1 名 (P-1名)
- ③会計 1 名 (P-1名)
- ④部員 若干名 (P - 若干名・T-若干名)

第4章 任 務・任 期

第6条 (任 務)

1. 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の代行をする。
また、専門委員会の活動を調整し専門委員会の運営を統括的に管理する。
 - (3) 会計は、本会の一切の会計業務を担当する。
 - (4) 書記は、本会の会議の議事、活動の記録、書類作成などの事務全般業務を担当する。
2. 会計監査の任務は、本会の会計についての監査を担当する。
3. 顧問の任務は、本会の運営についての相談・助言を行うこととする。
4. 相談役の任務は、本会の運営についての相談・助言を行うこととする。
5. 委員の任務は、(第9章・第29条)に記載する各専門委員の活動を担当する。
ただし、6学年においては、卒業対策委員・ナイトイベント委員も含み、その活動の担当をする。
6. 部会は、各部会の活動を通じて、会員相互や地域との親睦を深めることを目的とする。

第7条 (任 期)

1. 役員、会計監査の任期は、当年4月1日からとし、その終期は翌年の3月31日までとする。
2. 専門委員の任期は、当年の全委員会から翌年の全委員会のとしまでとする。
3. 部会は、その活動が可能な部員数が確保されている限り、これを継続的に行うことが出来る。したがって、特に任期を定めない。

第5章 役員・会計監査・委員の選出

第8条 (役員及び会計監査の選出)

1. 選考委員会を設けて、役員などの候補者を選出する。
2. 候補者選出においては、再任を妨げない。
3. 選出された候補者を、定期総会（3月）の議案に提出し、承認を受ける。
4. 選考委員会の構成委員は以下のとおりとする。
 - (1) 構成委員は、以下の9～11名とする。

| | | | |
|----------|------|--------|----|
| ・役員（副会長） | 2～4名 | ・副校長 | 1名 |
| ・校外指導委員会 | 2名 | ・広報委員会 | 2名 |
| ・学級委員会 | 2名 | | |
 - (2) 選考委員会には、選考委員に選出された役員（2～4名）の中から①委員長、②副委員長を各1名おく。
 - (3) 選考委員の任期は、会長より委嘱状を受領してから、定期総会（3月）終結のときまでとする。
5. 会計監査（P-2名以上）については、本部役員経験者又はこれに準ずる者を選任する。

第9条 (委員の選出)

1. 専門委員については、各学級にて3名を選出して、1名ずつ専門委員（第6章・第15条）に割り振る。ただし、1学年に1学級しかない学級では、4名委員を選出し、学級委員に2名、ほかの専門委員に1名ずつ割り振る。
2. 6学年においては、以下の委員を各学級より選出する。
 - (1) 卒業対策委員（P-若干名）
 - (2) ナイトイベント委員（P-若干名）
3. 役員を経験した者であっても、やむを得ない場合は、後に専門委員会の委員長及び副委員長等を受諾することができる。
4. 各専門委員会の委員長、副委員長、会計、選考委員は、全委員会にて選出する。（第9章・第28条）
5. 各専門委員会には職員も所属し、担当の専門委員会については、全委員会にて定める。

第6章 会 議

第10条 (会議・機関)

1. 本会の目的達成を遂行するために、次の機関を設ける。
2. 機関の区分及び決議権の高い会議の順については、以下のとおりとする。

総会>全委員会>運営委員会>役員会>専門委員会>学年別委員会>その他

※その他委員会
(選考委員会、特別委員会、各部会、ひがしっ子まつり実行委員会)

3. 本会は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第11条 (総 会)

1. 総会は、全会員によって構成された本会における最高の決議機関であり、予算及び決算の承認、役員及び会計監査の選出並びに承認、規約の改定、その他重要事項の審議を行う。
2. 本会の定期総会は、原則当年5月と翌年3月に招集し、臨時総会は、運営委員会が必要と認めた際に、会長が招集する。
3. 総会の決議は、定期総会・臨時総会ともに、招集による決議又は議決権行使書（電磁的記録を含む。以下同じ。）による書面決議により行う。
4. 招集による総会は、委任状を含め全会員の過半数の出席をもって成立とし、書面決議は、全会員の3分の1以上の議決権行使書の提出をもって成立とする。
5. 書面決議においては、議決権行使書を提出した会員数を出席者数とする。

第12条 (全委員会)

1. 全委員会は、役員・会計監査・各専門委員会・各部会から構成する。
2. 全委員会は、毎年4月に招集する。なお、臨時で全委員会が必要と役員会にて認められた際は、会長が招集をする。

第13条 (運営委員会)

1. 運営委員会は、顧問（校長）・役員・会計監査・各専門委員会の委員長・副委員長・各部会の部長、副部長で構成する。
2. 運営委員会は、次の事項を審議し決議する。
 - (1) 予算の収支決算
 - (2) 各専門委員会の年次活動計画とその活動
 - (3) 学校行事の協力
 - (4) 本会運営全般
 - (5) その他
3. 運営委員会は、構成員から開催の要請があった場合に会長が招集する。

第14条 (役員会)

1. 役員会は、顧問（校長）・役員・会計監査で構成する。
2. 役員会は、総会の議案作成、本会規約改正案、収支予算案、収支決算案、その他の重要事項の審議にあたる。
3. 役員会は、構成員から開催の要請があった場合に会長が招集する。

第15条 (専門委員会)

1. 専門委員会は次のとおりとする。（活動内容は第9章・第29条に定める）
 - (1) 広報委員会
 - (2) 校外指導委員会
 - (3) 学級委員会
2. 専門委員会を開催する必要があるときは、役員（副会長）に報告をした後、各専門委員会の委員長が招集する。

第16条 (特別委員会)

特別委員会は、必要に応じて役員会にて審議・議決し発足する。

第17条 (採 決)

全ての会議の議決は、会議出席者の過半数の賛成で成立することとする。

第7章 会 計

第18条 (収 支)

本会に必要な経費は、P T A会費などを充当する。

第19条 (会 費)

1. 本会の会費は、会員1家族あたり、児童1名ごとに年額2,700円を納める。
(※したがって、児童が2名通学をしている場合は、2,700円×2名=5,400円となる。)
2. 職員は、1名で1家族として会費を納める。
3. 会費納入後は、年度の途中で転校・転任などで退会する場合は、以下のように返金を行う。
 - (1) 1学期に退会する場合・・・1,800円を返金する。
 - (2) 2学期に退会する場合・・・900円を返金する。
 - (3) 3学期に退会する場合・・・返金はしない。
4. 年度の途中で、転校・転任などで本会の会員になった場合は、P T A会費を以下のように納める。
 - (1) 1学期に会員になった場合・・・2学期に1,800円を納める。
 - (2) 2学期に会員になった場合・・・3学期に900円を納める。
 - (3) 3学期に会員になった場合・・・翌年度より納める。

なお、各学期の始業式時点での在籍状況を基準日として判断し、支払基準について疑義が生じた場合は、役員会において審議・決定をする。

第20条 (会計年度・予算編成)

1. 本会の会計年度は、当年4月1日より終期を翌年の3月31日までとする。
2. 本会の会計報告及び収支予算案は、運営委員会にて審議・決議し、定期総会(5月)の議案に提出し、承認を受けなければならない。

第21条 (会計監査)

1. 本会の会計監査は、学期ごとに年3回行う。
2. 会計監査は、審議のうえ臨時に監査が必要と考えた場合、いつでも監査を行うことができる。

第 8 章 雑 則

第 2 2 条 (校長の出席)

本校の校長（顧問）は、全ての会議などに出席して意見を述べることができる。

第 2 3 条 (顧問・相談役)

本会の顧問・相談役は、全ての会議に出席して意見を述べることができる。

第 2 4 条 (会員などの表彰)

本会の目的達成のために献身的に貢献された、会員及び会員以外の協力者に対しては、第10章・第39条の定める範囲において餞別を支給することができる。ただし、会員以外の協力者の推薦は、役員会にて審議・決議をする。

第 2 5 条 (疑義審議)

本会の規約に疑義があるときは、役員会にて審議・決議する。

第 2 6 条 (規約の改正)

本会の規約（第1章～第8章）の改正は、総会の決議による。なお、改正案の全てを総会開催の5日前までに全会員に告知しなければならない。

第 2 7 条 (細則・慶弔規定等の改正)

本会の規約（第9章～第11章）の改正は、役員会にて審議後、運営委員会において審議し、承認を得て改正することができる。ただし、改正後は全会員に改定した内容を告知しなければならない。

第9章 細 則

第28条 (全委員会について)

1. 全委員会においては、本会の目的・方針・活動などについて、各専門委員と各部長、役員、会計監査及び本校の職員が討議し理解を深めることとする。
2. 各専門委員会においては、専門委員会の目的・特性・活動などについて、討議し理解を深めることとする。
3. 各専門委員会においては、委員長・副委員長・会計・選考委員を選任（第5章・第9条4項）しなければならない。
また、必要のあるときは、書記を選任することができる。

第29条 (専門委員会の主な活動と目的)

1. 広報委員会

- (1) 広報誌「あけぼの」や本会ホームページを通して、本会の活動について会員にお知らせしてPTA活動の活性化を図る。
- (2) 会員に対して、積極的な取材活動などを行い、会員の声が反映できるように活動する。

2. 校外指導委員会

- (1) 校外における児童の交通安全、生活指導に努める。
- (2) 地域内に存在する悪質な掲示物や、危険箇所への対応策を相談・提案・改善する活動を行う。
- (3) パトロールを含めた様々な活動に積極的に取り組む。

3. 学級委員会

- (1) 学級の運営に協力し、学年間の連絡・情報交換を図るとともに、会員相互の意思疎通を図り、心のふれあいの場を提供する活動を行う。
- (2) 学級ごとの、保護者のまとめ役を担う。
- (3) 子供たちの、健全な育成に係わる事柄について、学級の保護者と連絡・相談などを行い実践する。

第30条 (部会について)

1. 部会の発足にあたっては、活動の趣旨などを事前に役員会で協議し、妥当と判断した場合は運営委員会にて審議し、総会にて承認を得なければならない。
2. 各部会の活動は、運営委員会にて活動の報告を行わなければならない。
3. 各部会の活動内容が本会の趣旨にそぐわない場合は、その存続を役員会で協議し、活動を休止・廃部とする事ができる。
4. 部会の活動が困難となった場合は、その理由を役員会に提出しなければならない。また、役員会において、理由が妥当と判断した場合は、部会を休止・廃部することができる。

第31条 (研修参加)

役員及び専門委員会の委員は、江戸川区教育委員会及びPTA連合会が主催する研修会(セミナー)へ参加し、研修を受けるよう努める。

第32条 (活動の記録)

各専門委員会の活動は、活動内容を記載した「委員会活動報告書」を作成し、運営委員会にて報告を行わなければならない。また、「委員会活動報告書」の記録は、PTA室の保管棚もしくは電子媒体に保管し、情報を共有する。

第33条 (選考委員会の活動)

選考委員会の委員は、次年度の役員及び会計監査候補者を選考して、定期総会(3月)の議案に提出し承認を得なければならない。

第34条 (表彰基準)

会員の表彰は、餞別(第10章・第39条)などの贈呈をもって行い、その基準については以下のとおりとする。

1. 専門委員会の委員長として任務を遂行した会員
2. 役員及び会計監査として任務を遂行した会員
3. 職員の異動で転退職した会員
4. その他、本会の目的達成のために特に貢献したと役員会が認めた方

第 10 章 慶弔規定

第 35 条 (慶弔規約の適用範囲)

本会の会員にかかわる、冠婚葬祭、災害、病気、転退職、その他の慶弔費用の支払基準について規定する。

なお、支払基準について疑義が生じた場合は、役員会において審議・決定をする。

ただし、個人情報保護の観点から、本会が積極的に支払い基準に合致するかどうかの調査はしない。

第 36 条 (弔慰金)

1. 会員の死亡・・・・・・・・・・5,000円
2. 児童の死亡・・・・・・・・・・5,000円
3. 職員の配偶者死亡・・・・・・・・3,000円
4. 職員の父母及び子女死亡・・・・3,000円
5. 特別職員（校医、薬剤師など）死亡・・・・3,000円

第 37 条 (見舞金)

児童、職員及び特別職員が、病気・怪我などが原因で一定期間の入院や療養が必要となり、学校への登校・出勤が困難な状況が生じた場合は、見舞金を支給する。

なお、やむを得ず同じ状況が複数回発生した場合は、役員会において審議・決定をする。

1. 登校・出勤が困難な状況が30日以上続いた場合・・・・3,000円
2. 手術をし、又は入院が10日間以上続いた場合・・・・3,000円

第 38 条 (災害見舞金)

会員が不慮の災害などにより被害を被った場合の災害見舞金の支給については、状況をその都度考慮して、役員会において審議・決定をする。

ただし、上限を5,000円までとする。

第 39 条 (餞別)

1. 職員の結婚・・・・・・・・・・5,000円相当の餞別
2. 職員及び配偶者の出産・・・・・・・・5,000円相当の餞別
3. 第8章・第24条の該当者・・・・1,000円相当の餞別

第 40 条 (転退職祝品)

1. 職員の転退職の場合は、祝品を支給する。
2. 職員1名に対し、一律3,000円相当の餞別を支給する。

第 1 1 章 付 則

第 4 1 条 (本会規約の効力)

1. 本会規約は、平成12年4月1日より効力を有する。
2. 本会規約に改正があったときは、改正年月日を第 42 条にその都度記載し、その記録を残さなければならない。

第 4 2 条 (規約の改正記録)

改正1：平成22年 5月14日
改正2：平成25年 3月 8日
改正3：平成27年 3月13日
改正4：平成30年 3月 3日
改正5：平成31年 3月 2日
改正6：令和 6年 3月 9日
改正7：令和 7年 3月 8日
改正8：令和 8年 3月 7日

以上